



SMTB

厚生年金基金ニュース

(平成24年11月27日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

「厚生年金基金制度に関する専門委員会」に対する意見提出について

厚生年金基金制度については、社会保障審議会年金部会「厚生年金基金制度に関する専門委員会」において、事務局(厚生労働省)から、10年間の移行期間において最終的に厚生年金基金制度を廃止する旨が盛り込まれた『厚生年金基金制度の見直しについて(試案)』(以下、「厚労省試案」)が提示され、現在、専門委員会において厚生年金基金制度の見直しに関する議論が実施されているところです。

今般、下記のような考えの下、信託協会から専門委員会(委員長：神野直彦 東京大学名誉教授)および事務局(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 渡辺課長)に対して、別紙の文書「厚生年金基金制度の見直しについて」を提出し、信託協会のホームページ上で公表いたしました。

神野委員長、渡辺企国課長ともに信託協会意見を受領いただき、厚生年金基金制度の強制的廃止に伴う問題(受給権の問題)を踏まえた議論が必要であることをご理解いただきました。

当社では、引き続き、当該意見提出を受けた専門委員会での議論を注視し、厚生年金基金の立場にたった問題点の検証や意見具申等、適時適切な対応に努めて参ります。

《信託協会 文書「厚生年金基金制度の見直しについて」の考え方》

- 厚生年金基金制度は、加入員・受給者あわせて700万人以上の老後生活を支える社会保障制度のひとつであり、今後、公的年金の縮小が避けられないと言われている中において、その存在意義は引続き重いものである。
- ①健全に運営している基金や、②健全化に向けて努力を続けている基金、③「従業員の年金を守る」ために懸命に努力している事業所も数多くあるというのが実感であり、信託協会としても、専門委員会の議論を見守っているところ。
- しかしながら、厚労省試案においても、またこれまでの専門委員会の議論においても、厚生年金本体の財政に与える影響等を問題視した厚生年金本体からの目線による議論が中心で、今回の議論において考慮されるべき最も重要な論点のひとつである厚生年金基金解散時における加入員・受給者の権利についてはほとんど疑問も呈されず、また議論の俎上にも上っていない状況であり、信託協会としてそのような状況に対して大きな危惧を感じている。
- 今後の専門委員会の議論におかれては、「代行割れ問題」を将来にわたり発生させないという観点も重要ではあるものの、加入員・受給者の財産権等の観点等を考慮し、現行の厚生年金基金制度の運営をより持続可能性の高いものとする方策も含めて慎重に議論いただきたいとの思いから、信託協会として専門委員会宛に意見を提出することとした。

以上

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。